

江戸川区監査委員 小久保 晴 行
同 北 川 浩

本件請求については、平成 26 年 5 月 2 日に監査委員 2 名の合議により、以下のとおり決定した。

第 1 請求の概要と受理

1 請求人 _____

2 請求書の提出

平成 26 年 3 月 12 日

3 措置請求の内容

(1) 請求の主たる内容

区議会自由民主党視察団（10 名）は、平成 24 年 11 月 12 日～11 月 19 日の 8 日間、政務調査費 574 万 5 千円を使ってウィーン・ミュンヘン視察旅行を実施した。

本件視察旅行の報告書（別紙「事実証明書 1」）を開示請求によって入手し検討した結果、報告書は視察目的 6 項目の「成果」が合計 31 ページ（大半が外形的事実の記載と写真）でまとめられているが、以下の理由により本件視察旅行は違法または不当である。

第一に、報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」は、3 ページから成るこの報告書のうち、2 ページ半に相当する部分は「総括」部分を含めて、2 年以上前に掲載された「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」（掲載日:2010-08-06 レポートの発表元：日本産業機械工業会・<http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf>・別紙「事実証明書 2」）からの丸写しであり、視察の名に値しないと思われる。

第二に、2013 年 9 月 19 日、山梨県議らの平成 21 - 22 年度研修旅行にたいして、850 万円もの返還命令を出した東京高裁判決（別紙「事実証明書 3」）に照らしても、本件視察旅行は違法または不当であると考えられる。

（詳細は、「3. 請求の要旨」参照）

よって本視察旅行視察費用 574 万 5 千円の損害が区に生じたものと考えら

れるため、江戸川区長多田正見は区議会自由民主党に対し、本件視察旅行で使われた政務調査費 574 万 5 千円の弁償を求めること。【原文のまま】

(2) 請求の要旨

視察旅行の性格がどのようなものであったかは、最初の報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」（「事実証明書 1」）に如実に表れている。

なぜなら、3 ページから成るこの報告書のうち、2 ページ半に相当する部分はすべて「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」（<http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf>・「事実証明書 2」）からの丸写しである。

以下、丸写しが判明したこの「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」全文を掲載し、そのなかの丸写し部分をアンダーラインで表示するとともに、上記 HP の丸写し元の文章とページ数（掲載日:2010-08-06 レポートの発表元：日本産業機械工業会）をその後に記す。

「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告 担当 斉藤正隆
実施日時 2012 年 11 月 13 日（火）
視察先 オーストリア・ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設内 バイオガス抽出施設

2012 年 11 月 13 日に、ウィーン市郊外に 2008 年 10 月操業を開始した Pfaffenau（プファッフェナウ）ごみ焼却処理施設を訪問しました。この施設はオレンジを基調とした斬新なデザインの施設で、バイオ系廃棄物からバイオガスを抽出する施設、および下水処理施設等を含む総合環境複合施設です。今回は先方の都合により、バイオガス施設について視察をしました。

<施設の概要>

ウィーン市内東部の高速道路沿いに位置しており、プファッフェナウごみ焼却処理施設と呼ばれています。敷地面積 46,000 m²、建設面積 11,000 m²・年間のごみ処理量 25 万トン・建設費 ごみ焼却施設 1 億 8000 万ユーロ＋バイオガス施設 5500 万ユーロ＝総工費 2 億 3500 万ユーロ

<視察報告>

この施設では、ウィーン市内 5 万世帯分の家庭ごみを燃料としています。家庭ごみの分別は古紙、バイオ系（生ごみや植物など）、その他、ビン、缶、金属類に分類することになっています。この施設では上記の分類の「その他」にあたるごみとバイオ系（生ごみや植物など）を処理しています。平均発熱量は 9000kJ/kg と推測されます。ごみの収集は有料で、年間売電量は 65GWh/年

(25,000 家庭分相当)、採算は不明とのことです。従業員は 50 名で全員が市に所属、内 4 名がバイオガス施設を担当しています。我々、視察団 10 名は、プファッフェナウごみ焼却処理施設・バイオガス施設副所長の案内で施設内を見学しました。

●バイオガス製造までのフロー

残飯・生ごみ・植物など→プール→スクリーンで攪拌→マグネットで金属類を分離→コンベアにのせ篩にかけ、小さく細分化→水を加えて攪拌し、砂・石・ガラスを除去→消毒作業→水・酵素を加え 20 日間発酵→バイオガス抽出→熱処理工場→市内 1000 所帯分のセントラルヒーティングに利用

●このバイオガス施設内では、・生産能力 1 時間で 350 m³製造、・汚れた空気はフィルターを通し、非イオン化・浄化し大気へ戻す、・バイオガス精製後、残留物は不純物を除去し、堆肥を製造。年間 12 万トン、※販売はグループ別会社

<総括>

オーストリアは、ユーロ圏のほぼ中央に位置し、人口は約 850 万人で、比較的裕福な国です。オーストリアでは、2004 年に家庭ごみの埋め立て及び残飯などを家畜の餌にすることが法律で禁止されており、ゴミ処理を含む環境に対する意識は高いものがあり、バイオガスなどの技術も積極的に取り入れています。欧州と日本のごみ焼却施設の最大の相違点は、地域熱供給を積極的に行っているかどうかの点であると考えられます。熱供給を多くすることで、施設全体の熱効率も 76%と高く、CO2 排出削減にも大きく寄与することが可能と思われます。日本では地域熱供給のインフラ整備が不十分であり、近隣施設への熱供給以外は発電に回さざるを得ない状況です。費用対効果の面では不明確な部分が多く、今後の検討課題と思われます。」

以上、自民党海外視察団「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」報告書全文（他に写真 3 枚）

以下、「一般社団法人日本産業機械工業会」のホームページ内の同名の報告文「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」(<http://www.jsim.or.jp/kaigai/1007/004.pdf>・「事実証明書 2」) の上記のアンダーラインの対応箇所

・(「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」2010 年 5 月 20 日見学 p58)

・(「ウィーン市内に 2008 年 10 月に操業を開始した Pfaffenau ごみ焼却処理施設を見学」 p58)

・(「この Pfaffenau 施設もオレンジを基調とした斬新なデザインの施設」p58)

・(「バイオ系廃棄物からバイオガスを抽出する施設、下水処理施設等が立地しており、総合環境複合施設」 p58)

- ・（「施設の概要」 p58）
- ・（「立地場所ウィーン市内東部、市内中心部から空港・ブダペスト方面へ向かう高速道路（A4 号線）沿いに近い場所に位置する」 p58）
- ・（「施設名称 Müllverbrennungsanlage Pfaffenau（プファッフェナウごみ焼却処理施設）」 p58）
- ・（「建築条件 敷地面積 46,000 m²、建設面積：11,000 m²」 p58）
- ・（「年間ごみ処理量 25 万トン／年」 p58）
- ・（「総工費 2 億 3500 万ユーロ（隣接バイオガス施設込、ごみ焼却施設のみでは 1 億 8000 万ユーロ）」 p58）
- ・（「ウィーン市内約 5 万世帯分の家庭ごみを燃料とする。家庭ごみの分別を説明すると、古紙（Altpapier）、バイオ系（生ごみや植物等、Biotonne）、その他（Restmüll）、ビン類、缶・金属類などに細かく分別して廃棄することになっている」 p58）
- ・（「家庭ごみとは「その他（Restmüll）」を指す」 p58）
- ・（「ごみ平均発熱量は 9,000kJ/kg と推測される」 p58）
- ・（「年間売電量 65GWh／年（25,000 家庭分相当）」 p59）
- ・（「従業員数 50 名（全員ウィーン市所属の従業員である。）」 p59）
- ・（「オーストリアでは、2004 年に家庭ごみの埋立が法律で禁止されたので、ごみ処理を含む環境に対する意識は高いものがある。…オーストリア自体が人口約 840 万人の小国であり、またバイオガス等の技術も積極的に取り入れるなど…」 p60）
- ・（「欧州と日本のごみ焼却施設の最大の相違点は、地域熱供給を積極的に行っている点であると考え。熱供給を多くすることで、施設全体の熱効率も 76% にまで増加させることができおり、CO2 排出削減にも大きく寄与することが可能となっている。日本では地域熱供給のインフラ整備が不十分であり、近隣施設への熱供給以外は発電に回さざるを得ない状況である」 p60）
- ・（「『ボイラや発電設備を設置するコストが、電力および熱供給の収入で回収可能か?』との質問があった。建設コスト以外の要素も複雑に絡むため、担当者も明確な回答はできなかった」 p60）

以上のことから、区議会自由民主党視察団の「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」書が、総括を含むほぼ全体が日本産業機械工業会のホームページからの丸写しであることは明白です。

区民の納めた税金 574 万 5 千円を使用した海外視察の成果が、海外視察でしか得られない「特段の調査研究」の結果ではなく、日本国内のホームページで容易に入手できる情報の丸写しでしかなかったとすれば、それは「海外視察に名を借りた観光中心の私的旅行」であったとしか思えません。

また、2013 年 9 月 19 日、山梨県議らの平成 21 - 22 年度研修旅行にたいして、850 万円もの返還命令を出した東京高裁判決（別紙「事実証明書 3」）の趣旨は以下のようなものであった。

① 「アメリカ視察・報告書」の「計 17 頁」にわたる「参考資料」は、「日本政府観光局企画部作成に係る平成 21 年 11 月における訪日外国人や出国日本人の推計値等を国別にまとめて要因を検討したもの」であり、「わざわざニューヨーク支店を訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるもの」とし、「海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行というべきものであった」と断罪している。

② そのような視察は「政治家としての意欲の向上につながるものであるとしても、それは、政治家個人の研鑽という分野に属することであって、決して公の費用でもって行うべきものではなく、自費で行うべきもの」としている。

③ 別の「エジプト」報告書については、「外形的な事実が 10 行程度記載」され、「写真のみが掲載」され、「外形的抽象的な記載」とどまり、「山梨県の公共輸送機関に関わるような有益な具体的情報の記載は一切ない」と批判している。

④ さらに別の「韓国視察」についても、「一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がされた事情はおおよそ窺うことができない」とし、政治家の公費での視察旅行には「特段の調査研究」報告が求められることが強調されている。ここでも海外観光地の訪問が「議員としての見識を高めることになる」としても、それは本来自らの費用による旅行として行うべきことが再度述べられている。

上記の判決例でのポイントは、第一に、海外視察の成果が「わざわざニューヨーク支店を訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるもの」であってはならず、公費を使った海外視察には、「一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究」が求められるということ。すなわち、海外視察の成果は、国内では容易に入手不可能で、現地を訪問し調査することが不可欠であること。

第二に、視察の成果が、当該行政区域の「福祉向上」にとって具体的な関連性を有すること。「成果」が「写真のみの掲載」され、「外形的抽象的な記載」とどまるような視察は、「政治家としての意欲の向上につながるものであるとしても、それは、政治家個人の研鑽という分野に属することであって、決して公の費用でもって行うべきものではなく、自費で行うべきもの」であること。以上である。

まして、海外視察旅行以前に、既に日本のホームページで 2 年以上も前に発表されているレポート内容を、そのまま丸写しした「ウィーン市 Pfaffenau ご

み焼却処理施設視察報告」なるものが視察に値しないものであったことは明白である。

今回の報告書はこれ以外に、「ドナウ川の河川防災と危機管理についての視察報告書」、「ウィーンプライナー音楽院視察」、「視察報告・子どもネットワークコーポレーション」、「ウルム市におけるエネルギー転換策と環境政策について」、「ゲルメリング クラインガルテン協会の視察について」の五つあります。

例えば、その中でもっとも頁数が多かった「ドナウ川の河川防災と危機管理についての視察報告書」（全 13 頁）の内容でも以下のようなものでした。

◎ドナウ川洪水対策視察について

実施日時

視察先

※現地手配の関係で当初視察予定の「ドナウ川の氾濫の状況や洪水対策」から「クレム市の災害対策本部」の訪問になった。

☆項目

ドナウ川について（ドナウ川の地形の外形的事実説明 1 頁）

ウィーン周辺の洪水対策について（洪水工事の外形的事実半頁）

クレムス市の洪水対策について（市の洪水対策の外形的事実半頁と消防本部の説明半頁、護岸現場の見学と説明 1 頁）

感想「護岸の高さを越える増水への対処はどうかと考えましたが過去の統計上で護岸の高さや堤体の厚みなど安全、防災に備えていると感じました。近年の温暖化や世界的な気候変動の中で融雪や集中豪雨など従来の経験則だけでは計り知れない危機もあるのではと感じました。」

その他、本報告書 8 頁すべて現地の写真のみ

他の報告書も含めて、そこで述べられている内容は、わざわざドイツを訪ねるまでもなく日本国内で容易に入手可能な情報であること、外形的事実的な記載・写真掲載と一般的な感想にとどまり「特段の調査研究」の成果とはいえない。

以上のことから、東京高裁判決（別紙「事実証明書 3」）に照らしても、本件視察旅行は違法または不当であると考えられる。

【原文のまま。請求人：「目録」の写しは本監査結果の 17 頁に掲載】

(3) 事実証明書

ア「事実証明書 1」

区議会自由民主党視察団（10 名）の平成 24 年 11 月 12 日～11 月 19 日の 8 日間、ウィーン・ミュンヘン視察旅行報告書「ウィーン市 Pfaffenau ごみ焼却処理施設視察報告」その他全文